

改正

平成17年3月29日規則第5号

平成25年3月28日規則第7号

鳥羽市補助金等交付規則

(目的)

第1条 この規則は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則等に特別の定めがあるもののほか、市が交付する補助金等の交付の申請及び決定等に関する基本的事項を定め、これに係る予算執行の適正化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が、市以外の者に対して交付する補助金、助成金及び利子補給金その他市長が指定する相当の反対給付を受けない給付金をいう。
- (2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (3) 補助事業者等 補助事業等を行うものをいう。

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助金等交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 工事の施行にあつては、実施設計書又は見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず市長がその必要がないと認めるときは、当該書類の一部を省略させることができる。

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金等の交付の申請があつたときは、その内容を審査し、補助金等の交付を適当と認めるときは、予算の範囲内において速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において補助金等の交付の目的を達成するため必要と認めるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金等の交付を決定したときは、速やかに補助金等交付決定通知書(様式第2号)により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金等の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から10日以内に補助金等交付申請取下届(様式第3号)により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による交付申請の取下げがあつたときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定はなかつたものとみなす。

(事業内容変更の承認等)

第7条 補助金等の交付決定通知を受けた補助事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく事業変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者等は、補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となつたときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があつた場合又は前項の報告があつた場合には、補助金等の交付の決定を取消し、又は変更することができる。

4 前項の規定により補助金等の交付の決定を変更したときは、その結果を事業変更承認通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金等の交付の決定通知をした後において、災害その他の特別な事情が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による補助金等の交付の決定の取消しにより、特別に必要となった事務又は事業に対しては、次に掲げる経費にかかる補助金等を交付することができる。

(1) 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費

(2) 補助事業等を行うために締結した契約の解除により、必要となった賠償金の支払に要する経費

3 市長は、第1項の規定により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金等変更交付決定通知書(第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため必要に応じ、補助事業者等に補助事業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、若しくは補助事業等の廃止又は中止の承認を受けたとき(以下「完了等」という。)は、完了等の日から30日以内に補助事業等実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取るべきことを当該補助事業者等に指示するものとする。

2 前条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助事業等について準用する。

(補助金等の額の確定)

第12条 市長は、第10条の規定による実績報告を受けた場合において、当該書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。この場合において、補助金等交付確定通知書(様式第8号)により、補助事業者等に通知するものとする。

(補助金等の交付)

第13条 市長は、前条の規定により補助金等の額が確定した後、補助事業者等から提出された補助金等交付請求書(様式第9号)により補助金等の交付をするものとする。ただし、補助事業者等が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助事業等の完了等の前に補助金等の全部又は一部を概算払又は前金払により交付することができる。

2 市長は、前項ただし書の規定により補助金等の概算払又は前金払を交付する際は、補助事業者等から提出される補助金等概算(前金)払請求書(様式第10号)により補助金等を交付するものとする。

3 前項の規定により概算払又は前金払を受けたものが、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに交付確定額の範囲において精算しなければならない。

(帳簿の備付け)

第14条 補助事業者等は、当該補助事業等に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金等の用途を明らかにしておかななければならない。

(検査)

第15条 市長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業等の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件を検査することができる。

(交付決定の取消し又は補助金等の返還)

第16条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金等の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この規則若しくは補助金等の交付の決定をする場合に付した条件又は市長の指示に違反したとき。

(2) 補助金等を交付の目的以外に使用したとき。

- (3) 補助事業等を中止又は廃止したとき。
 - (4) 補助事業等に関する申請、報告及び施行等について不正な行為があったとき。
 - (5) その他補助金等の運用を不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金等の返還を命ずるときは、補助金等返還命令書（様式第11号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 第8条第3項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（財産の処分の制限）

第17条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の交付の目的及び耐用年数を勘案して、市長が定める期日を経過した場合は、この限りでない。

（適用除外）

第18条 この規則に基づき交付する補助金等に関して、その対象となる補助事業等の内容により市長が特に認めたときは、この規則の一部を適用しないことができる。

（委任）

第19条 この規則に定めるもののほか、補助金等の目的、交付の対象、補助率その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（平成17年3月29日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月28日規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第10条関係）

様式第8号（第12条関係）

様式第9号（第13条関係）

様式第10号（第13条関係）

様式第11号（第16条関係）